

ディープテックベンチャーへの民間融資に対する債務保証制度に関するQ&A

No.	質問	回答
1	どのような事業者が、新事業開拓事業者に該当するか。	我が国において普及していない商品の開発又は生産、役務の開発又は提供、商品の生産又は販売の方式の導入、役務の提供の方式の導入等の事業であって新たな価値を創出するものの市場における成立を図る事業者が、産業競争力強化法（以下「法」という。）第2条第6項の「新たな事業の開拓を行う事業者」に該当します。
2	新事業開拓事業者に、外国の会社は含まれるか。	経済産業省関係省令第2条第2号では、新事業開拓事業者の要件として「株式会社」であることを規定していますが、この「株式会社」とは会社法第2条第1号に規定する「株式会社」のことをいいます。 従って、事業者が会社法第2条2号に規定する「外国会社」（外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。）である場合には、新事業開拓事業者に該当しません。
3	新事業開拓事業者の要件に、設立年数は含まれるか。	新事業開拓事業者の要件に、設立年数は含まれません。設立年数に関わらず認定を受けることが可能です。
4	借入金額について、原則3億円以上とはどのような意味か。	ベンチャー企業にとって認定計画を遂行するために必要な借入額が3億円以上であれば、指定金融機関等1社あたりの融資額が3億円以上でなくとも、債務保証を受けることが可能です（例：協調融資）。
5	社債の引受は、債務保証の対象となるか。	社債の引受も、債務保証の対象となります。
6	新株予約権付融資・社債は、債務保証の対象となるか。	新株予約権付融資・社債は債務保証の対象となります。ご活用頂く場合には、下記内容を含む特約を、予め中小機構との間で結んで頂く必要がございます。詳細は中小機構へお問い合わせください。 ①新株予約権を取得、行使、売却等した場合の中小機構への報告義務 ②中小機構が代位弁済により求償権を取得した場合であって、指定金融機関等が新株予約権の行使又は譲渡等により利益を得ている場合、指定金融機関等が中小機構の請求に応じて支払いを行う義務
7	経営者の個人保証を付けることは必須か。	経営者の個人保証は必須ではありません。経営者保証ガイドラインに沿った融資が、認定の対象となります。
8	協調融資(シンジケート) の場合、すべての参加行が指定金融機関でないといけないうか。	シンジケート契約上、指定金融機関(複数でも可) が、貸付債権の貸付条件等の変更の意思決定ができる権限を有していれば、すべての参加行が指定金融機関である必要はありません。